

(ア) 表面工用材料敷方 材料は路床工上に所定通り一様

る後敷くものとす。

の厚さに敷くべし。

接合材を使用する場合には表面工用材料と良く混合した

る時には撲き固め所定通り成形すべし。(未完)

道路の建設改良及保守と自動車税

菅 健 次 郎

一 はしがき

本篇は千九百三十一年四月十二日發行のレイルウエイ・エーティジ誌に寄せたイリノイ・セントラル鐵道會社の技師ゼームス・エム・ファリン氏の論文を譯述したものである。

議論の建て方が私の抱懐して居る論旨と同じく、且省營自動車の道路修繕費分擔の方法にも似た點が多いので諸彦の御参考にならばと思つて勇を鼓して筆を執つた次第である。

最近頻りに論議せらるゝ自動車税の改正問題は今や公平にして適切なる課税率を決定する標準が必要を覺ゆる迄進展するに至つた。

私は公平適切なる課税率を決定する標準に對する一私案を提示し併せて更に本問題の研究に更に大方諸彦が其の歩を進められ一日も早く解決せられむ事を認むるのである。

夕の嵐に桜の花は散つて開け放たれた窓の上にも花瓣が色を残して載つて居る.....。

手許の材料の關係からイリノイ州の道路費と自動車税の關係を基本として考察して見たい。この考察には次の二つの前提を置いて居る。

(一) 自動車税は道路費（道路の改良建設費の利子、原價償却費及道路維持修繕費を總て含む）各年の支出を償ふて餘りある事。

(二) 各自の負擔する自動車税は（前述の道路費を償ふて餘りある費用）各自動車の總重量に依つて等級を附し負擔せしむる事。の二條件を根據として居る。

三 イリノイ州の道路費

イリノイ州の道路の哩數は次の如くである。

コンクリート及之に類似の堅牢なる鋪裝道路

八、四四七哩

砂利及マカダム鋪装

一二、九二八哩

七五、九一二哩

九七、二八七哩

合計

合計

九六八・八二八・〇〇〇弗

一哩當

六、六〇〇弗 總額

五〇一、〇一九、一〇〇弗

一哩當

二〇四、二六二、四〇〇弗

七五、九一八哩の其他の道路改良建設費

一哩當

二六三、五四六、四〇〇弗

二二、九二八哩の砂利及マカダム鋪装道路建設及改良費

一哩當

一五、八〇〇弗 總額

二〇四、二六二、四〇〇弗

統制に當る）に提出したる報告書に據れば之等の道路に要したる建設改良費は左表の如くである。

道路建設及改良費

（我が國の鐵道省監督局の如く、鐵道運賃の統制や交通の

次ぎに建設及改良費を見るにクリフオード・オールダ氏（千九百十七年より二十四年迄イリノイ州の道路技師たり）がインター・ステート・コンマース・コツミツショーン（我が國の鐵道省監督局の如く、鐵道運賃の統制や交通の

次ぎに建設及改良費を見るにクリフオード・オールダ氏（千九百十七年より二十四年迄イリノイ州の道路技師たり）がインター・ステート・コンマース・コツミツショーン（我が國の鐵道省監督局の如く、鐵道運賃の統制や交通の

然らば道路の維持修繕費の年額如何と見るにオールダ一氏の提出した報告書に依れば

利子(總建設改良費九六八、八)

三八、七五三、一二〇弗

償却費(コンクリート鋪装及之類似の堅牢鋪装道)
路のみを計上し耐久命數を廿五年とする)

三、七一六、六八〇弗

維持修繕費

二一、七九六、〇九二弗

合計

六四、二六五、八九二弗

四 重自動車と軽自動車の課税方法

イリノイ州の前記の道路の改良建設費以下各費額の大部 分は重自動車の負擔すべきものと信するのである。若しも最大六千ポンド迄の軽自動車のみを走行せしむる爲の道路 の建設費改良費は次の如くであつたであらう。

利子(前記八億四千七百五)
十五萬七千弗の四分

三三、九〇二、一八〇弗

償却費(コンクリート及之に類似の堅牢
なる鋪装費耐久命數廿五年)

二一、一九六、二三〇弗

保守修繕費

一八、二五三、七六七弗

總計

五四、三五二、二六七弗

砂利及マカダム鋪装
一哩に付二二・二〇〇弗 總額一八七・五三三、四〇〇弗
一哩に付二二・三〇〇弗 總額一五七、〇一四、四〇〇弗
其他の道路 七五、九一八哩

更に軽自動車のみとするならば保守修繕費は次の如くである。

一哩に付 六、六〇〇弗 總額五〇一、〇一九、二〇〇弗
八四七、五五七、〇〇〇弗

重自動車を動す事によつて建設費及改良費を一億二千百二十七萬千弗を多く要したのである。之等は當然重自動車の負担すべきものである。

重自動車を運轉せしむる事によつて九百九十一萬三千六百二十五弗の多くを支出して居るのである。即ち現在の設計及使用の状況より推算して軽自動車のみの道路として設計され又使用されたりとしたならば如斯差額があるのである。尠くともこの差額は全く重自動車の道路使用に依つて生したるものであるから負担せしめねばならぬ。

千九百二十九年に於けるイリノイ州の自動車數は

五

一三、四五〇

二三、四五〇

乗用車

一、四一一、七五三臺

七半

一五、〇〇〇

三〇、〇〇〇

トラック及バス

二〇三、三三五臺

一〇

二〇、〇〇〇

四〇、〇〇〇

計

一、六一五、〇八八臺

一〇

二〇、〇〇〇

四〇、〇〇〇

である。

前述の如く重自動車の使用に依つて九百九十一萬三千六百二十五弗は増加したものであるから之を割宛ての爲に貨物自動車の重量表を参考に掲ぐれば

(積載量)
(單位噸)

(空車の場合)
(單位封度)

(盈車の場合)
(單位封度)

四分の三

四、〇七五

五、五七五

一

四、二〇〇

六、二〇〇

一半

五、〇〇〇

八、〇〇〇

二

七、〇〇〇

一一、〇〇〇

二半

七、五〇〇

一二、五〇〇

三

八、〇五〇

一四、〇五〇

三半

一〇、一〇〇

一七、一〇〇

四

三〇、八五〇

一八、八五〇

教授前米國道路局主計事務官の調査に依ればガソリン消費量の半分は市内に使用されて居る。この計算に基くと前記の八萬一千三百三十四臺の貨物自動車の半分は市外地の道路を使用しない事となる。従つて残りの四萬六百六十七臺のトラックが九百九十一萬三千六百二十五弗の重自動車を運轉する事によつて要する増加額を負擔せしめなければならぬ。之を更に算式によつて計算すれば

$$\frac{9,913,625}{40,667} + \frac{54,352,267}{1,615,088} = 278$$

となる。この二百七十八弗平均を基礎として之を重自動車使用者に割當つべきである。かゝる重自動車は道路を損傷する事が多く、フアリン氏はトラックが鋪装道路を損傷する程度は道路の設計に用ひらるゝ公式に基て計算するより外に良い方法がないとしてアメリカに於てコンクリート及之に類似の堅牢なる鋪装道路の設計に用ひられて居る。

次のオールダーフ氏公式に據つて輕自動車と重自動車との損傷割合を建設改良の場合に於ける重自動車の爲に輕自動車より多額に要する加重費額の割合に求めて居る。

$$S = \frac{sp}{h^2}$$

S = 材料の一平方吋當最大應張力 (單位封度)

P = 一車輪當りの荷重 (單位封度)

h = コンクリートの厚 (單位吋)

この公式に依つてコンクリート及之に相當する堅牢なる鋪装道路を損傷する程度は積載量に依つて異なる事を看取し得る換言すれば八千封度の一車輪當りの重自動車は四千封

度の一車輪當りの重自動車の一倍道路を損傷するもの聞く。 (轟) (固リタイヤー構造及厚さや車軸數やスプリングの構造及速度等によつて異なるが一應の計算としてはこの方法も一助であらう。)

アメリカ合衆國及カナダに於て製作されたトラックの一臺の平均積載能力は千九百二十一年から千九百二十九年に至る七年間に於ては一噸四分九厘であつた。イリノイ州のトラック及バスの平均積載能力も同じであると假定すれば前表のトラックの重量表によると盈車の場合は道路を壓する荷重は八千封度なりと云ふ事が出来る。之を既述の平均二百七十八弗の重自動車の負擔すべき税率から一封度当たりの重自動車の税率を求めるに三仙半 (邦貨七錢) になるのである。此率を前述の八千封度の積載量以上のトラックの盈車の場合の重量に掛け税額を求めるに次の様である。

(單位噸)	(重車の場合)	(一年稅額)
一一	一、〇〇〇	二八五弗
一一一・五〇〇		四三八弗

一一一

四九二

42

一七一

四

一
五

二

三四五〇

1

三

卷之三

卷之三

説及其の他の一切の異説を含むものである。固り万円は弦

に云ふ道路費の中に加算してなく別個になつて居るから市外の道路を使用する重自動車のみに適用すべきものなる事は断つて置く。

然し市内運輸のみをなすトラック及バスの重自動車に課する課税方法も上述の税率によるべきである。只經濟を異にするから断り書をした迄である。

五課稅率

今三噸貨物自動車が市外運輸のみをなすとし年二萬五千哩を走り五千ガロンのガソリンを消費しガソリン消費税と

經
卷

して百五十弗を支拂ひ自動車税三百四十二弗(註一)を支拂ふとする。このトラックの一年間の道路上に與ふる噸哩は十七萬五千六百二十五噸哩となるから、重自動車の一噸哩當りの自動車税は〇・〇〇一九五であつて三噸車一車の一哩當は一仙二厘となる譯である。(註二)

(註一) 三百四十二弗は三輪車の課税を四百九十三弗と推等せり之より想定ガソリン消費税百五十弗を控除したる殘額を自動車稅として計上せり。

(註) 十七萬五千六百廿五噸哩は11噸車の全重量を六噸一分とし之を走行車哩二萬五千哩に乗したる數である。

三百四十二両を十七萬五千六百廿五喟哩で割り一喟哩當りを算出し之に六噸を乗して三噸車一車一喟當りの稅率を算出したのである。

イリノイ州に於ては一千九百二十九年の自動車税の總額は四千六百八萬七千八百五十二弗であつた。この内譯は自動車税一千八百四十四萬七千二百四十七弗で間接にガソリン消費税は二千七百六十四萬六百五弗である。之を年六千二百六十六萬五千八百九十二弗に比べるとイリノイ州の道路使用

用者は年千八百十七萬八千四十弗支は一般の人に課せしめて自ら負擔しない譯である。前述の方法によつて課稅方法を換へ自動車關係者に負擔せしむべきである。

かくして自動車課稅制度の確立を計り公平適切なる稅率を定むるは刻下の急務である。固り材料は各地に於て各道路費を分析すればこの計算は不可能でないと思ふ。従つて實行の可能を信ずる。

六 結 論

本篇は乗用車の重量を以て一般自動車稅の限界とし之以上は重量による附加稅率主義を採つた事は注目に價する。

即ち輕自動車の範疇を明かにしたる點である。第一に重量

Reflecting Button

井 口 真 造

現今自動車數の増加と、速度の自然増大する傾向は、特に改良後の道路上に、著しきものがある。

而して此の現象に隨伴して起る、道路上の交通事故は、各人の不注意と、運轉上の亂暴及背徳等に、基因するもの

によつて課稅率を定めんとした事である。量重制限は國民經濟上嘆かわしい事である。殊に山間部は負擔能力の尠いせなければならぬ。然るに輕自動車では輕減出来ぬ。従つて道路の敵なる過積が生する。之は實に黙視出來ぬ問題である。道路のみならず保安上の重大事である。寧ろ橋梁を集中的に改良し之が爲に稅率を高めても充分に負擔能力あらしめ重自動車を大に許すべきであつて、私は劃一的なる我が法規の重量制限を悲むべき法の存在であると思ふ。

省營自動車は多くの點に於て前記の論文と略同し様な計をい採つて修繕費を考へて居る事を附加して置きたい。